

連邦議会と市民権

—市民権喪失との関連で—

目次

はじめに

第一章 連邦最高裁の判例

第一節 一九一五年以前

第二節 Mackenzie 事件から Perez 事件以前まで

第三節 Perez 事件から Afroyim 事件に至るまで

第四節 Afroyim 判決

第五節 Afroyim 判決の解釈

第二章 若干の検討

第一節 連邦議会の権限

第二節 私見

おわりに —今後の課題—

はじめに

米国では連邦政府が限定的な権限のみを有すると解される。したがって、連邦政府の行為は常に憲法がそれを行う権限を連邦政府に与えているかどうか、という点から問題とされる可能性がある¹⁾。市民権の喪失にかかわる法律の制定についてもこのことは問題とされてきた。特に、条文上明文では市民権喪失に関する法令等を制定する権限が連邦議会に付与されていないので、それを検討することは重要であった。本稿では、この点に関する連邦最高裁の判例を検討する。

松 沢 幸太郎

第一章 連邦最高裁の判例

第一節 一九一五年以前

一九一五年まで、市民権の喪失にかかわる法令等を制定する権限が連邦議会にあるか、ということを直接に議論した判例は存在しない。しかしながらこれに関する最高裁の判断を示したものとして次の判例がある。

まず、Osborn v. The Bank of the United States 事件⁽⁵⁾である。この事件自体は市民権に関するものではない。最高裁はここで帰化市民の権利義務について

「憲法は議会がそれらの（帰化市民が生来的市民と同様に有するとされる）権利を拡大し、もしくは縮小することを認めない。連邦の立法権限は、帰化に関する統一的な帰化の規則を制定することに留まるのであり、それを行うことによつて、個人に関しては、その権限は使い尽くされるのである。」⁽⁶⁾

と述べた。

次に最高裁は、中国国籍を有する両親から米国で出生した者の国外退去強制に当たりその市民権の有無が問題とされた United States v. Wong Kim Ark 事件⁽⁷⁾で修正一四条を解釈して

「修正一四条（条文引用略）は、二種類の市民権の取得原因を認めていて、またその二種類のみを市民権の取得原因として認めている。それは、出生と帰化の二つである。帰化による市民権は法律の下でそれに従つてなされる帰化によつてのみ取得され得る。しかしながら、出生による市民権は憲法によつて定義される状況下での出生の事実のみで認められる。合衆国で出生しその管轄権に服する者は、それによつて合衆国の市民となるのであり、帰化は不必要である。」⁽⁸⁾

とし、これに続いて

「憲法が議会に与えた帰化に関する権限は市民権を付与する権限であつて、それを取り去る権限ではない。」⁽⁹⁾

とその見解を示した。

これら二つの最高裁の判断はいずれもそれぞれの事件との関係では傍論の部分で示されたものであり、また、連邦議会に憲法によつて付与された「帰化に関する統一的な規則を制定する権限」の範囲に關してのもので、憲法上連邦政府は市民権の喪失についての何らかの法令等を規定する権限を有しないということの意味するものではない、ということが指摘されている。⁽¹⁰⁾ にもかかわらず、これらの意見は後の事件の判決で再三参照されることになる。

第二節 Mackenzie 事件から Perez 事件以前まで

連邦議会が市民権の喪失に関してどのような権限を有するか、ということが、連邦最高裁において最初に問題にされたのは、*Mackenzie v. Hare* 事件¹²⁾においてであった。ここでは、外国人と婚姻した合衆国女性市民はその配偶者の国籍を取得する、という規定が問題とされた。同事件は、米国に住している生来的米国市民である女性が、米国に居住している英国国民との婚姻によりその市民権を喪失したとして、米国民権に基づく有権者登録を拒否されたことに不服を申し立てたものである。原告は、婚姻によって米国女性市民はその市民権を喪失すると法律で定めることは、憲法によって付与された議会の権限を越えるものである、と主張した。裁判所はこれに対して次のような見解を示した。

「原告はその主張の根拠を、明示的に授与された権限の欠如、においている。しかしながら、明示的に示された権限に必要または付随的な黙示の権限 (necessary or incidental powers implied) というものが存在する。政府として、合衆国は主権としてのすべての属性 (all the attributes of sovereignty) を授与されている。合衆国は国家 (nationality) としての性格を有するから、国家としての権限を有するのであり、特に他の国々との関係・交渉 (relation and intercourse) に関するものについてはそうである。我々は、それらの権限を制限もしくは当惑させることに躊躇わざるを得ない。

い。(中略) これは、政府の恣意的な権限の行使ではない。国際的な観点からして、裁判所の見解によれば、このような権限の行使は有効であるだけでなく、必要でもある。」¹⁴⁾
結局、市民権喪失に関する法令等を制定する議会の権限について裁判所は、次のことを明らかにしたということになる。
・議会は、明示の権限の行使に必要なまたは付随的な黙示の権限に基づいて、市民権喪失に関しての法令等を規定できる。
・議会は、この権限を恣意的に行使してはならないが、この事件で問題とされた法律は議会の権限の適正な行使の結果であり、国際的な観点からみても必要なものであった。
この判決によって、市民権喪失に関しての法令等を規定する議会の権限についての議論は一応解決した、と考えられた。¹⁵⁾
事実、この後市民権の喪失についてのいくつかの事件が最高裁に提起されたが、いずれにおいても議会の権限については問題とされず、もっぱら市民権放棄の自発性の意義・有効性や、市民権放棄に対する外国での居住の意義等が問題とされるのみであった。

第三節 Perez 事件から Afroyim 事件に至るまで

一九五八年三月三十一日、連邦最高裁は市民権の喪失に関する三つの事件に対しての判決を下した。
最初は *Perez v. Brownell* 事件¹⁶⁾である。この事件では、外

国の政治的選挙 (political election) での投票に参加した者は市民権を喪失する、とする規定の合憲性が問題とされた。原告は出生による米国・メキシコの二重国籍者で、その他の理由と共に、メキシコに居住していた間に行われたメキシコの政治的選挙に参加したことに基づいて、米国民権を喪失したとされた。これに対して、連邦議会は外国の政治的選挙への参加によって米国民権を喪失すると法令上に規定する権限を有さない、と原告は主張し訴えを提起した。

最高裁は五対四の評決で当該規定の合憲性を支持した。

法廷意見は、まず一般的に、連邦議会の権限について

「対外関係 (foreign affairs) を有効に規律するために立法を行う権限が、憲法上特に議会に与えられているということはないが、国家の立法機関 (law-making organ of the Nation) にその権限があることには疑いがない。」¹⁸⁾

と、連邦議会が外交を規律する権限を有するとした。そして当該権限の内容を、単に外交関係 (diplomatic relations) を維持し、また他国の領域内において米国民を保護するためだけでなく、主権国家間の紛争を縮減するためにも行使され得るものである、とし、この権限に対しての制限については、当該権限は恣意的に行使されてはならず、議会の権限と議会の具体的な行為の間に合理的な関係 (rational nexus) が存在しなくてはならない、とした。

その後に法廷意見は、外国での政治的選挙に米国民が参加することは米国の対外関係に大きな影響を及ぼすので、議会はそれをこの権限に基づいて規制することができる、とした。そしてさらに、当該行為を行った者の市民権の存在を最終せしめることによつて紛争を防ぐことができることを指摘し、また、当該行為が米国民権の保持と矛盾すると議会が判断することには合理性がある、と述べて、方法の適切性も支持した。

法廷意見は結局、その目的と合理的な関係がある限り、対外関係を規律する権限に基づいて、連邦議会は市民権を喪失せしめることができる、としたのであった。

これに対して、Black, Douglas 両判事と共に Warren 判事が反対意見を述べた。²⁰⁾ その中で Warren 判事は、米国民権に付与されている諸権限は被治者である市民の同意から生ずることを指摘した後、

「この政府は市民から生まれ、市民との関係の存続する限りにおいて存続するので、私見によれば、その存在を生成させた関係を放棄する権限をこの政府は有さない。」²¹⁾

「しかしながら、市民自身が主権者なのであり、彼らの市民権は彼ら自身の政府の一般的な権力の支配下にあるもので

はない。管轄下にあるすべての人々の行為並びにその人々に関係する諸事項を規律するその権限の範囲がどのようなものであろうとも、民衆の政府 (a government of the people) は、単にその政府の一部門がそう望む十分に合理的な理由があるというだけで、その人々の市民権を取り去ることはできないのである。²²⁾

と主張し、さらに Osborn 事件²³⁾と Wong Kim Ark 事件²⁴⁾の判決を参照しながら、

「この憲法によって創設された我々の政府のもとでは、適法な手続に従って帰化することによって、もしくは出生によって取得された市民権は、取り去られることはできないのである。²⁵⁾

と述べた。そして、市民は市民権を放棄することができ、また、ある種の状況においては、市民が米国民権を放棄したことを意味する行為がなされる場合があり、それらを議会が正式に承認することができることを認めながらも、外国での政治的選挙への参加から他の状況等に関係なく直接に市民権の喪失を導き出すことはできない、と結論づけた。

次は、Trop v. Dulles 事件²⁶⁾であった。この事件では、従軍中の合衆国軍隊からの逃亡により市民権が喪失する、とする規定の合憲性が問題とされた。原告は生来的米国民で、第二次大戦中合衆国軍隊にフランス領モロッコで従軍していた

が、その際に駐屯地から脱走し、軍法会議で有罪を宣告され除隊された。その後、戦時中の合衆国軍隊からの逃亡により市民権を喪失した、という理由で旅券の発給を拒否された原告は、米国民であることの確認を求めて訴訟を提起した。最高裁は五対四の評決で問題の規定を無効とした。しかしながら当該規定を無効とする理由において一致が見られず、法廷意見は形成されなかった。

Black, Douglas, Whitaker 各判事と共に相対多数を形成した Warren 判事は、まず最初に私見として

「市民権は、国の政府 (National Government) の一般的な権限による規律の及ぶところではなく、従って、それらの権限の行使によって喪失せしめられることはない。それは自発的に (voluntarily)、市民権を正式に放棄する旨の明示的な表現、もしくは表現と行為によって放棄されることである。²⁸⁾

というところが、米国民権の扱いについての憲法上の原則である、と述べ、これに従えば原告は市民権を喪失していない、とした。そして、市民権に付随する義務が市民によって充足されないために国家に重大な危機が招来され、場合によっては、それを原因として当該市民を刑罰の対象とせざるを得ない可能性があるにしても、市民が市民としての義務を逃れたことにより常にその市民権が喪失せしめられるものではなく、また、ある市民の行為がたとえ非難すべきものであった

としても、市民権の剝奪が政府によってそれを咎めるための手法とされてはならない、と主張した。

続いて、これとは別に、Warren判事はPerez判決の法廷意見の立場からもこの事件を検討した。彼はそこでまず、政府が市民権を喪失せしめることができる場合があることを前提として認めた上で、当該規定は戦争権限に基づいて軍事的任務の適正な遂行を規律するために制定されたものに過ぎない、という政府の主張についてその他の主張と共に検討し、軍隊からの逃亡という行為に基づいて市民権を喪失せしめるとする当該規定は、その制定の過程並びにそこで示された目的からして刑罰法規 (penal statute) であると認定した。そして次に、これが「残酷で異常な刑罰」に当たるかどうかを検討して、市民権の剝奪は「秩序だった社会における個人の地位の包括的な破壊 (total destruction of the individuals status in organized society)」であり、国内及び国際社会における市民の地位を剝奪するものであるとして、それが伝統的な刑罰の基準からすると修正八条の許容するところではないと結論付け、問題の規定を無効とした。

最終的にWarren判事は、Perez判決の反対意見で自らが見した考えと同判決の法廷意見のいずれによっても原告の市民権は喪失せしめられていない、としたのであった。

この意見に同意しながら、Black判事とBrennan判事が

個別意見を述べた。Black判事の意見は、軍法会議の有罪判決を受けて市民権が喪失せしめられるとする問題の規定は、結果として軍当局に市民権の喪失の有無についての最終的決定権限を与えることになるが、そのような権限を軍当局に認めることはできない、という趣旨のものであった。

Brennan判事はまず、Perez事件で問題となつた規定についての議会の判断は、そこで問題となつた米国民の行為が他国から米国自身の行為と見なされ、対外関係において問題となる可能性がある、というものであり、また、市民権の剝奪という対応は、他にこの問題に対して取り得る手段が考えられないので適切である、とPerez事件での自身の考えを説明した上で、この事件で原告の市民権の喪失に反対する多数意見に同意した理由を次のように説明した。

すなわち、この事件で問題とされた規定は議会の戦争権限に基づいて制定され、その制定過程からすると、軍隊からの逃亡に刑罰を加え、もつて軍の規律を正し、戦争を効率的に行うことを目的とするものである。議会が戦争権限に基づいて戦争の遂行のために軍隊からの逃亡に対して刑罰を加えることができるということは認められるが、しかし、市民権の喪失は、それに続いて生じる状況が予想できないだけにかえって明白に厳酷な処置であるので、議会がそれを罰則とできるかについて慎重な検討が必要である。

Brennan 判事は続けて、市民権を喪失せしめることの刑罰としての有効性は疑わしいとし、さらに、軍隊からの逃亡は各種の場面で生じ得るのであり、軍隊から逃亡した者は米国民としての義務を果たさなかつたのであるから、その市民権は喪失せしめられる、と当然にすることはできない、とした。つまり、戦争権限もとの議会の正当な目的の遂行と軍隊からの逃亡者の市民権を喪失せしめることは合理的な関係にないとして、Brennan 判事は法廷意見を支持したのであった。

これらの法廷意見と同意意見に対して、Perez 事件で法廷意見を作成した Frankfurter 判事が、Burton, Clark, Harlan 各判事とともに、反対意見を述べた。彼はまず、憲法により連邦議会に与えられた戦争権限に基づいてなされる軍隊の創設とその維持が、重要な政府の任務であることを指摘した。そして、米国民に課される従軍する義務の拒否と市民権の喪失の間に合理的な関係がないとはいえない、とした上で、当該規定は、軍隊からの逃亡に対しての効果的な統制を軍当局に行わせしめる、という政府の任務遂行のために規定されたものであり、刑罰法規としての性質をもつものではないとし、さらにまた、仮にそのような性格のものであるとしても「残虐で異常な刑罰」にはあたらない、と主張した。この日最後の事件は、Nishikawa v. Dulles 事件³³であった。

この事件の原告は、米国で出生した日米の生来的二重国籍者で、就学のために来日していた際に日本の軍隊に徴兵された。その後、外国政府の軍隊での就役により市民権を喪失する、とする規定³⁴に従って原告はその市民権を喪失したとされたが、それに対して市民権存在の確認を請求する訴えが提起されたのがこの事件である。

Warren 判事の起草した法廷意見は、この事件においては原告に適用された規定の合憲性を判断する必要はないとして、立証責任 (burden of proof) の問題についてのみ、その見解を示すとした。そして、市民権の喪失の有無が問題となった場合には、政府が「明白、確信的かつ決定的な (clear, convincing and unequivocal)」証拠³⁵によって市民権の喪失の原因と法令上されている行為がなされたことと、それが自発的 (voluntary) になされたことを証明しなくてはならないとし、政府はそれをしていないとして原告の請求を認めた。この判決では Black, Frankfurter, Harlan 各判事がそれぞれ個別意見を述べた。Black 判事は、議会、行政府、司法府とも、憲法により付与された市民権を剝奪することはできない、というのが市民権喪失に関する事件において適用されるべき憲法上の原則である、とし、市民は市民権を放棄することができ、また、議会はそれを管理し承認することはでき、市民権が放棄されたかどうかは人権宣言 (Bill of

Rights) に従ってそれぞれの事件における事情を勘案して個別的に裁判において判断されなくてはならない、という点を付け加えて法廷意見を支持した。Frankfurter 判事は、当該事件で問題とされた行為が法令で徴兵拒否に対する処罰が定められている外国においてなされたことを考慮して、結論については法廷意見を支持したが、行為の自発性 (voluntariness) の証明を政府がなさなくてはならないとすることに よって、議会の制定した当該規定の執行が困難になるので、一般的にはその証明は当該行為者によってなされるべきと主張した。Harlan 判事は、行為の自発性 (voluntariness) の証明は、政府によってではなく、通常の事件と同様に原告によってなされるべきであるとして、法廷意見に反対した。

五年後の一九六三年、Kennedy v. Mendoza-Martinez 事件³⁶で最高裁は再びこの問題を扱った。原告はメキシコ人の両親から米国で出生した米国・メキシコの二重国籍者である。原告は一九四二年に米国政府の徴兵から逃れるためにメキシコに行き、そこに一九四六年まで滞在した後、米国に帰国し、一九五三年に国外退去手続のために逮捕され、その手続において当該徴兵の回避を原因としてその市民権を喪失したことを告げられた。これに対して市民としての地位の存在確認、徴兵の回避を市民権の喪失の原因と定める規定³⁷が違憲であることの宣言、国外退去決定の無効、の判決を求めて訴訟が提

起されたのがこの事件である。

最高裁は当該規定を違憲無効と判断した。

法廷意見は、議会は戦争権限並びに対外関係を規律する権限を有するが、それらは憲法の要請するデュープロセスに従って行使されなくてはならない、とし、問題の規定が裁判所の見解によれば³⁸刑罰法規でありながら、徴兵を回避した者は、その後の手続なしで、その事実から自動的に市民権が喪失せしめられる、としている点を指摘して、当該規定が修正五条並びに修正六条の手続的要請を充足していない、とした。個別意見において、Black 判事は Douglas 判事と共に、議会は修正一四条に従って付与された市民権を剝奪する権限を持たない、という点を付け加えた。

Brennan 判事は法廷意見に同意しながら、議会の対外関係を規律する権限³⁹並びに合衆国の主権に固有の権限 (a power inherent in United States sovereignty) と当該規定との関係について次のように述べた。まず前者については、徴兵を回避した者が合衆国の管轄内にいないことから対外関係において紛争の原因となる、という政府の主張に対して、それは徴兵を回避した者のみに限られることではなく、またその者の市民権を喪失せしめたとしても問題の解決にならない、と主張した。そして、後者については、そもそも主権に固有の権限が存在するとしてもそれが連邦議会にあるということに

はならず、また、主権に固有の権限の存在を認めたとしても、この問題についての何らかの結論が当然に導かれるということにもならない、と指摘した。

Stewart 判事はその反対意見で一九四〇年法の制定過程を検討して、問題の規定は徴兵を回避した者の存在が戦争中の国の士気に与える影響を考慮して制定されたものであり、そこに刑法規定としての性格を見出すことはできないと主張し、さらに議会の戦争権限と当該規定の関係について検討して、共通の防衛のために軍隊を創設し維持するという目的と当該規定の制定の間には合理的な関係がある、として議会の立法を支持した。

この翌年最高裁は *Schneider v. Rusk* 事件を取り上げた。この事件の原告は、ドイツで生まれ、幼児の時に両親と共に米国に移住し、そこで両親の帰化に伴って派生的に米国市民権を取得した。一九五六年に原告はドイツ国民と婚姻しドイツに居住していたが、一九五九年に旅券発給の申請をしたところ、従前の国籍国に帰化市民が継続的に三年以上居住した場合には市民権を喪失する、という規定に従い市民権を喪失したことを理由に、当該申請を拒否された。これに対して原告は市民権の存在確認を求めて訴訟を提起した。

五対三の評決で、最高裁は当該規定を違憲無効とした。法廷意見はまず、外交権限に基づいて連邦議会の採った従

前の母国に継続的に三年以上居住した帰化市民の市民権を喪失せしめるという方法が、米国の対外関係における紛争の防止という目的に対する手段として合理的かという点について、行政上の便宜以上の差し迫った公的必要性 (urgent public necessity) なしにはそれは認められない、と述べた。そして、当該規定は帰化市民は生来的市民よりも信頼できず、またその忠誠心も疑わしい、という許容され得ない前提に基づいており、また、生来的市民には課されない海外での居住並びに就業に対する制限を帰化市民に課しているので、これが修正五条の禁じるデュープロセスを侵害するほどの不当な差別に当たるとした。さらに法廷意見は、生来的市民、帰化市民を問わず、外国に住むことは忠誠心の欠如の証拠にならず、また、市民権並びに忠誠心の自発的な放棄の証拠にもならない、と付け加えている。

これに対して *Clare* 判事はその反対意見においてまず、この事件の原告は市民権喪失の可能性があることを知りながらその従前の母国に継続的に居住していたので、*Mackenzie* 事件での最高裁の判断に従えば、その市民権は喪失せしめられたのではなく、自発的に放棄されたのであり、議会は単にそれを承認したのみであるから、法廷意見の指摘する差別の問題並びにデュープロセスの問題は生じない、と主張した。そして、問題の条文及びバンククロフト条約の制定史を検討し

た上で、帰化市民が従前の母国に帰來しそこに居住したことにより生じ得る当該国との紛争の解決に当該条文が有効であり、法廷意見の判断がこれらの問題に対する解決を困難にさせる、と指摘した。さらに、憲法自身が大統領や連邦議会への就任資格との関係で生来的市民と帰化市民の相違の存在を認めており、この区別はデュープロセスを侵害するとはいえない、と述べた。

第四節 Afroyim 判決

Perez 事件以後最高裁は四つの事件において、連邦議会の定めた市民権喪失に関する規定を違憲とした。⁴⁶ それらで示された違憲判断の理由はそれぞれ個別具体的なもので、一般的に市民権の喪失に関して連邦議会がどのような権限を有するののかについての最高裁の見解は、それらの中では明らかにされなかった。

Afroyim v. Rusk 事件⁴⁷において最高裁はこの機会を得た。この事件で問題とされたのは、Perez 事件と同じく、外国の政治的選挙 (political election) で投票に参加した者は市民権を喪失するとする規定であった。⁴⁸ ポーランドで出生した原告は米国に移住し帰化したのちかなりの期間を経てからイスラエルに行き、そこで国会 (Knesset) 議員選挙の投票に参加した。その後暫くしてから原告が旅券発給の申請をしたと

ころ、外国での政治的選挙に参加したことを原因として市民権を喪失していることを理由に、当該申請は拒否された。これに対して、問題の規定は修正五条並びに修正一四条を侵害しており無効である、として訴訟が提起されたのがこの事件である。

最高裁は五対四で Perez 判決を覆し、当該規定を違憲無効とした。

法廷意見において Black 判事は、この事件で扱うべき問題は

「議会は、修正一四条に反することなく、自発的に放棄されていない市民権を米国民から喪失せしめる法令を規定することができるか。」⁴⁹

であるとした上で、

「まず最初に我々は Perez 事件で示された、修正一四条とは関係なく、議会は明示的もしくは黙示的に、市民の同意なしにその市民権を剝奪する一般的な権限を有する、⁵⁰ という考え方を拒否する。」

として Perez 判決に反対する立場をとることを明示した。そしてその理由を次のように述べた。すなわちまず第一に、市民権を市民の同意なしに剝奪する権限は主権の属性としてすべての国家の保有するところである、という Perez 判決の立場について、この権限はすべての国家に保有されるもの

ではないとした上で、合衆国政府は特に与えられている権限もしくはその権限を行使するのに必要かつ適切な権限のみを有すると解されるが、憲法は対外関係を規律する権限またはその他の権限に基づいて人民 (people) からその市民権を剝奪する権限を明示的に議会に与えてはいない、という点を指摘した。

次に、修正一四條制定以前に市民権の喪失に関する法令について議会でなされた議論と *Ostorn* 事件を参照して、その当時、議会においてもまた最高裁においても、市民権を剝奪する権限が政府にあると考えられていなかった、とした。

さらに、これらの議会での議論並びに最高裁の判断が決定的でないことを認めながらも、修正一四條の文言によりこの立場は明確にされたとし、同条文を

「これ(修正一四條)は、完全に計算された文言によつて、市民権を規制する際の憲法自身の原則を示している。(条文引用略)その文言には、取得の際には十全たるものでありなからいかなる時でも政府による破壊を条件とされている、というようなはかない市民権は示されていない。むしろ、同修正条項は、自発的に放棄されることなしには市民がそれを保持するという市民権を定義している、とした時に、もっとも合理的に解され得る。一度取得されたならば修正一四條の市民権は、連邦政府、州政府並びにその他の政府機関 (Government) によって

mental unit) の意図に従つて変更されたり、抹消されたり、弱められたりするとされたことはなかつたのである。」⁵³と解釈し、修正一四條の目的とするところが、そもそもは *Dred Scott* 事件で示された最高裁の判断を覆すところにあつたことについては

「*Negroes* の市民権を永久的かつ確実なものにするという修正一四條の否定し得ない目的は、政府が市民から市民権を、その同意なしに、単に対外関係を規律する権限もしくは一般的に与えられているその他の権限に基づいて制定した法律により奪うことができる、という考え方を採ることによつて挫かれることになる。」⁵⁴

として、当該修正条項の立案者が市民権の喪失の問題に注意を払わなかつたことを認めつつも、彼らが政府機関の権限による破壊 (destrory) の及ばないところに市民権をおくことを意図していたことはその文言からして否定できないところである、と主張した。

そして最後に

「市民権は、一般的にあるいは默示的に与えられた権限により政府が決定した際にはいかなる時にでも危険にさらされる、些末なつまらないものではない。ある種の場合においては市民権の喪失は、市民権を喪失した者が世界中のいずれの国においても市民権に基づく保護なしの、すなわち無国籍者

(a man without a country)としての立場におかれるということを意味する。この国における市民権は協調に係る事柄 (cooperative affair) の一部である。市民 (citizenry) は国家 (country) であり国家 (country) は市民 (citizenry) である。我々の自由な政府の性質が、一時的に公けの立場にある市民の一集団がそこにはない他の市民の集団からその市民権を剝奪することができる、とする法の下での支配を不条理なものとするのである。我々は、修正一四条が、すべてのこの国の市民をその信条、肌の色、人種に関係なく、議会による強制的な市民権の侵奪から保護するように規定されている、ということをサポートする。我々の支持するところは、市民が市民自身のものである、自発的に市民権を放棄することなしには自由国家において市民であり続ける憲法上の権利、を保障しようという以上のものではない。⁵⁶」と述べた。

これに対して Clark, Stewart, White 各判事と共に Harlan 判事は反対意見を述べた。同意見では、法廷意見が Perez 事件で扱われた争点について全く取り上げていない点、この問題に関する議会の権限についての歴史的背景の分析が不完全である点、そして修正一四条の解釈について法廷意見が示した見解を、当該条文の文言と、その他の解釈が不条理であるという主張、並びに「市民は国家であり国家は市民である。」

という不可解な言説のみによって正当化しているという点が問題とされた。歴史的背景の問題については、修正一四条制定以前の時期について、法廷意見で引用された当該時期の市民権喪失についての議会での議論と Osborn 事件での最高裁の見解、並びに一八六五年登録法 (Enrollment Act) の二一条等⁵⁷について検討し、それらによつては法廷意見の示した見解は全く支持されないと主張した。⁵⁸ また修正一四条の解釈については、南北戦争で解放された者が Dead Scott 判決で示された見解に従つて、修正一四条の保障の埒外におかれることのないように市民の定義をそこで規定し、さらにそれはその当時解放された者の権利についてのみならず、諸州が各州の市民権を設定することにより再び差別を生じさせないように連邦の市民権を明らかにしたものであるとしつつ、

「しかしながらその議論には、当該条項がそれを望まない市民から市民権を喪失せしめる議会の権限を否定しようと思つたものであった、という法廷意見を支持するものは見受けられない。むしろそこで示されているのは、提案者は、市民権が初めに誰に付与されるのかを無条件に宣言し、それによつて連邦議会が市民権を喪失せしめる方法と条件を規定する権限を維持しながら、Dead Scott 判決並びに州の市民権を第一次的なものとする原則を覆すことだけを当該条項に期待していた、ということである。」⁵⁹

として、法廷意見の見解は修正一四条によつては支持され得ない、とした。そして、市民権を喪失せしめることが憲法によつて議會に与えられている権限の適切な行使であり、議會によつて受容された市民権の喪失の方法と条件が憲法のその他の関連する規定との関係で矛盾しないものならば、議會は市民の市民権を喪失せしめ得ると解されるべきである、とした上で

「市民権条項は、ここまで述べてきたように、議會の市民権喪失に関する権限を否定したもので、また、それを与えたものでもない。そしてその効果は、今日の問題に関する点においては、市民権がはじめに誰に付与されるかということ宣言することによつて使い尽くされている。一度市民権が獲得されたならば、憲法によつて議會の権限に対して課される制限により、当然にそれは恣意的な剝奪からは保護されることになる。しかしながら、市民権条項から、それに付け加えて全く保障されていない立法機関への制限を引き出すことは適当なことではない。今日市民権条項に施された解釈は、すでに示した分析によれば、明らかに、市民権喪失についての議會の権限に対する裁判所の多数派の嫌悪となんら変わるどころのない、独断の言ではない。」⁶⁰

と結論づけた。

第五節 Afroyim 判決の解釋

Afroyim 判決の法廷意見で「自発的に市民権を放棄することなしには自由国家において市民であり続ける憲法上の権利」が保障されるとし、また *Peters* 事件の反対意見で *Warren* 判事が示した見解を支持するとして、市民権喪失に関する一般的な連邦議會の権限についての議論に対し最高裁は一応の結論を出した。この後最高裁は次の判断を示した。

まず一九七〇年に *Roger v. Belle* 事件を扱った。この事件で問題とされたのは、両親のいずれかが米国市民で米国及びその海外属領の領域外で出生した者は出生により米国市民とされるが、二三歳になる前に米国に帰來し実際に五年以上居住しなければそれを失う、とする規定⁶¹であった。イタリア国民の父親と米国市民の母親からなる両親からイタリアで出生しそこに居住していた原告は、イタリア国籍と米国国籍の二重国籍者で、國務省から前述の居住要件について旅券更新の際などに警告を受けていたが、この要件を充足しなかったため、その市民権を喪失したとされた。これに対して、前述規定が修正五条のデュープロセスの規定並びに修正一四条を侵害しており違憲である、と原告は主張し訴訟を提起したがこの事件である。

最高裁は五対四の評決で原告の訴えを棄却した。
法廷意見はまず、

「連邦議会が外国で出生した者に市民権を付与し、同時にその市民権に対して制限や条件 (qualification and condition) を課す権限を有すると考えていたことは明らかである。」⁸⁶⁾とした上で

「我々が原告の合衆国市民権の存続並びに現存の主張を考慮するのに当たって、核心たる事実となるのは、彼が外国で出生したということである。彼は合衆国では出生していない。そして、彼はこれまでに合衆国の管轄権に服していたこともない。従って、原告に修正一四条の適用がないことは争いのないところと考えられる。彼は全く修正一四条第一文でいうところの市民 (Fourteenth Amendment-first sentence citizen) ではないのである。」⁸⁷⁾

として、原告のおかれている状況が Aroyim 事件及び Schneider 事件の原告のそれとは異なることを指摘して、「従って、原告の主張に関しては、修正一四条第一文以外の憲法の関連規定による制限内での制定法に関する議会の権限と、その行使の適正さに注目しなくてはならない。」⁸⁸⁾と述べ、まず、市民権を付与する権限の有無について Wong Kim Ark 事件⁸⁹⁾を引きながら、議会在それを有するとした。そしてその権限の行使の適正性について、「二重国籍から生ずる問題に関して議会在何らかの対応をとることは適正である、とし、具体的に採られた方法については

「議会の（合衆国での）居住を要件とすることによる二重国籍の問題の解決は、不合理ではない。それは利用され得る最良のものとはいえないかもしれないが、しかしながらここにおいても我々はこれが不合理 (irrational)」、恣意的 (arbitrary) もしくは不公正 (unfair) であるということとはできない。」とした。

これに対して Brennan 判事と Black 判事が反対意見を述べた。Brennan 判事の反対意見は、合衆国の領域内で帰化した市民と外国で帰化した市民との間に差異を設けることについての合理的な理由が見出されないことから、必然的に、修正一四条の「合衆国において出生し、または帰化し」の文言は当該帰化時の所在に関係なく、議会の定める法律に従って帰化した者をすべて含むと解されるべきである、という趣旨であった。

Black 判事は、問題の規定は、市民が市民権を放棄することを意図していたかということの問題にしていない点で Aroyim 判決に反する、とし、修正一四条でいうところの帰化 (naturalization) について、

「Belle (原告) は「合衆国で出生」していないが、しかし、憲法的に言うならば「合衆国において帰化」したのである。合衆国市民の外国で出生した子に市民権を付与する規定に

従つて米国市民権を取得した者は、普通、帰化市民とは考えられないが、「帰化 (naturalize)」という文言のこのような用法は無視できない憲法上の歴史を有している。」⁶⁸⁾

として、加えて

「Wong Kim Ark 事件⁶⁹⁾でみたように、帰化 (naturalization) (という文言)は憲法的意味 (constitutional sense) で用いる場合には、一般的な (generic) 文言であつて、この国での出生以外のすべての米国市民権の取得方法をその意味の中に包含し、示すものなのである。」⁷⁰⁾

と述べ、さらに

「このような帰化の概念の捉え方のみが、修正一四条は米国市民権についての包括的な定義を与えることを意図したものである、とする裁判所の一致した見解によつて許容され得るものである。」⁷¹⁾

と主張し、従つて、すべての米国市民は修正一四条でいう市民である、とした上で、原告も帰化市民として他の権利等と共に、自発的に放棄することなしにはその市民権を保持し続ける権利を有する、と結論づけた。

次に一九八〇年に、Vance v. Terrazas 事件⁷²⁾で最高裁はこの問題を扱つた。この事件では外国、もしくは外国の政治的下部機関に対し、忠誠の宣誓、確認その他の正式の宣言をなした者は米国市民権を喪失するという規定が問題とされた。

原告は米国でメキシコ国民の子として出生した二重国籍者であるが、メキシコ国籍の証明の申請に際して、メキシコ共和国の法と当局への忠誠、服従、支持を誓い、明示的に米国市民権を放棄し、同時に外国政府、特に米国への忠誠、服従、忠節を放棄する旨が記載された書類に署名したことを原因として、その米国市民権を喪失したとされた。これに対して、市民権の存在の確認を求めて訴訟が提起されたのがこの事件である。

法廷意見は、この事件の争点は、市民権の喪失を証明するのに当たつて米国市民権を放棄する意思をもつてそれがなされたことが証明されなくてはならないか、ということと、合衆国憲法は市民権喪失手続について、証明の基準についての規定と、市民権喪失の原因と法令上される行為がなされた場合には当該行為が自発的になされたものと推定するとする規定を定めることを連邦議会に認めているか、ということであるとした上で、それぞれについて次のように述べた。

まず、市民権の喪失に当たつて米国市民権を放棄する意思が証明されなくてはならないか、という点について、被告である国側の国務長官の、市民権喪失が生じたことの証明にはその原因とされる行為が自発的になされたということが証明されることで十分である、という主張に対し、Perez 判決と Aroyim 判決を参照して

「しかし、Afroyim 判決は市民権喪失の原因となる行為が自発的になされたことに加えて、市民権の喪失には各個人の「同意」が必要であることを強調している。市民権喪失への「同意」が市民権放棄の意思とは異なるものであると理解するのは、当該意思が言葉で表示されるにせよ、証明された行為からの適切な推論により導出されるにせよ、困難である。

Perez 判決は、市民の市民権放棄の意思に関係なく市民権を剝奪する連邦議会の権限を認めた。Afroyim 判決はこの判断を覆した。国務長官が主張するように、市民権放棄の意思を要件とすることは、誰が自国の市民であるかを決定するという政府の基本的な責務を実行するのに当たり、かなりの困難を政府に負担せしめることになる、という可能性はある。

しかしながら、それでもなお修正一四条の目的は、その他の目的と併せて、市民権を定義することにある。そして Afroyim 判決で解釈されたように、この定義は（市民権）放棄の意思なしに市民権放棄を意味するものとして作用する行為を類型化する議会の権限とは共存でき得るものではない。最終的な分析としては、市民権の喪失は議会の意思もしくはそれによる関係個人の行為の評価ではなく、各個人の意思による、ということになる。⁷⁶⁾

と述べ、さらに「いずれにせよ、我々は § 一四八一 (a)⁷⁶⁾ に示される行為が、欠

くことのできない市民の同意と同価値であるか、もしくは最終的な証拠である、とすることは Afroyim 判決と両立するものではない、と考える。「もちろん」ある種の行為は、「特別な市民権の放棄の事例において特に高度の説得力ある証拠である場合もある」。Nishikawa v. Dulles 356 U. S. 129, 139 参照。しかし、事実を判断する者は、最終的には単に事前に法令に列挙された市民権喪失の原因となる行為が自発的に行われたばかりではなく、市民権を放棄する意思をもって行われたか、ということも問題としなくてはならない。⁷⁷⁾

次に、市民権の喪失についての証明の基準を定めることと、市民権喪失の原因とされる行為が自発的になされたと推定することについての連邦議会の権限の有無の問題に関して、まず前者については

「Afroyim 判決はこの部分についてはなにも述べておらず、反対もしていない。もし当裁判所が、連邦議会が連邦裁判所における証拠の規則と証明の基準を規定するという、伝統的な権限から、市民権喪失手続に関してのそれを除外するように憲法を解釈することを意図していたならば、そのように当裁判所は判示していたはずである。」⁷⁸⁾

とし、Nishikawa 判決における Black 判事の同意意見を参照した上で、

「連邦議會は修正一四条を実施する明示の権限を有している
のであり、連邦議會が修正一四条でいう市民権が放棄される
の際に於ける方法と手段について規定をおくのに何の権限も
持たない、という考え方は支持できない。」⁸³

として、市民権放棄の手續における証拠の規則と証明の程度
を定める権限が連邦議會にあることを認めた。

後者については、市民権の重要性を強調し、市民権の喪失
に關しての証明に明白かつ確信的な (clear and convincing)
証拠を求めた *Nishikawa* 判決を考慮しつつも、市民権喪失
に關する手續が「本来的には民事手續 (civil in nature)」
であることを指摘して、そこで要求される証明の程度を「証
拠の優位 (preponderance of evidence)」とした規定を支持
したが、

「当該条項に基づいてなされる推定の範圍に注意を払うこと
が重要である。§ 一四八一(c)は、もしそれがなされたことが
証明されるならば、条文に列挙されている市民権喪失の原因
とされる行為は自発的になされたものと推定する、と規定し
ている。これは、当該行為が合衆国市民権放棄の意思をもつ
てなされたということを仮定する、ということには向けられ
ていない。この点については、証拠の優位の程度で証明する
ことが市民権の喪失を主張する者の責任とされている。」⁸⁴
として、この規定の適用範圍を限定した。

法廷意見は最終的に

「市民権の喪失を証明するに際しては、市民権放棄の原因
となる行為と市民権を放棄する意思が証拠の優位の程度で証
明されなくてはならない、という考え方を支持する。さらに、
条文上市民権放棄の原因とされる行為がなされたことが証明
されたならば、それが行為者により別意によるものであること
とが証明されるまでは、自発的になされたものであることを
推定することは合憲である、という考えも支持する。もし行
為者がそれに成功したならば、市民権は喪失せしめられ得な
い。もし行為者がそれに失敗したならば、必要とされる市民
権を放棄する意思 (necessary intent to relinquish citizen-
ship) と共に当該市民権の原因とされる行為がなされたこと
を示す、という証明の責任を政府の提出したすべての証拠が
満足させているか、問題とされることになる。」⁸⁵
と結論付けた。

これに対して、*Marshall, Stevens, Brennan* 各判事が個
別意見を述べた。

Marshall 判事は、法廷意見の、放棄の意思が証明される
ことなしには市民権を喪失することはないという点、及び条
文上列挙されている行為は市民権を放棄するという意思なし
には市民権喪失の原因たる行為とはされないとする点に同意
しつつも、法廷意見が示した「市民権喪失手續は自由を喪失

する恐怖を与えるものではない。⁸⁷」という見解に反対し、市民権の重要性を「Trop判決⁸⁸を引きながら指摘して、市民権喪失に関する手続における証拠の証明の程度について、本人自身がそのように意図したことを示す明白かつ説得的な（clear and convincing）証拠なしには市民はその市民権を喪失することはない、という立場を支持した。」

Stevens判事は、法廷意見が

「議会が米国民の市民権を本人の意思に反して剝奪することは許されず、市民自身の市民権放棄の意思によってそれを有効とすることができのみである。」⁸⁹

というAroyim判決で述べられた点を再確認したことは同意したが、しかし

「我々は、二重国籍を認めているのであるから、外国政府に対して忠誠を誓うことは、必然的に合衆国市民であることと矛盾しているということにはならないはずである。」⁹⁰

として、外国への忠誠の宣誓を市民権喪失の原因たる行為とした点は許容され得ない、と主張し、さらに憲法上の「自由」ととしての市民権の重要性を指摘した上で、デュープロセスの要請として、市民権の喪失の原因たる行為がそのように意図された上でなされたことが、明白かつ説得的な証明（clear and convincing standard of proof）により示されなくてはならない、と主張した。

Brennan判事は、まず

「合衆国憲法修正一四条第一文に従って合衆国に生を受けたことにより合衆国市民権を取得した者は、それを正式に放棄した場合のみ市民権を喪失する、という見解を支持し、また、当該事例においてそれにより原告が非難されているところの行為は市民権喪失の原因となる行為ではない、と考えることにより、私は法廷意見に反対する。」⁹¹

とした上で、Aroyim判決を解釈し、同判決は、市民が市民であり続ける権利を認め、市民権を喪失するのは市民がそれを自発的に放棄したときのみであることを明らかにし、また、議会には市民権を剝奪する権限がないことを明らかにしたものである、として

「自発的な放棄によってのみ市民権を放棄することができ、原告はそれを公式には行っていないのであるから、私は原告が市民である、と考える。」⁹²

と主張し、さらに同様の結論に達する別の理由として

「もし法律上当然に二重国籍が合衆国市民権と両立するものであるならば（Perkins v. Elg 307 U. S. 325, 329）」なぜ、すでに市民である他国に対して忠誠を誓うことが（合衆国市民権と）両立しない、ということになるのか理解できないところである。市民である国に対して忠誠を負うのは、特にその国に居住している場合、当然である。Kawakita v. United

States 343 U. S. 717, 733-735. 正式な宣誓は外国の市民権の存在になにも付け加えず、それ故、合衆国市民権に影響を及ぼすものではない、と思われるのである。」⁽⁹³⁾
ということを指摘した。

第二章 若干の検討

第一節 連邦議会の権限

まず第一に連邦議会が市民権を剝奪する権限を有するか、ということであるが、Perez判決⁽⁹⁴⁾は、対外関係を規律する権限に基づいて市民権を喪失せしめる権限が議会にある、とした。Afroyim判決⁽⁹⁵⁾はこの判決を変更し、議会は、市民の同意なしには、市民権を喪失せしめる明示ないしは黙示の一般的な権限を有さない、という考え方を示した。従つて、議会は市民からその市民権を剝奪する権限を有さない、ということになる。このことは具体的には、例えばTrop判決⁽⁹⁶⁾の多数意見によると、刑罰として市民権を剝奪することは認められない、ということも意味する⁽⁹⁷⁾。

次に、では市民権の喪失という場合に際して議会はどのような権限を有するのか、ということが問題となる。

Trop判決の多数意見では、自発的に市民権を正式に放棄する旨の明示的な表現もしくは表現と行為によって市民権は

放棄されることが出来るということが米国民権の扱いについての憲法上の原則である、というWarren判事の考えが述べられている⁽⁹⁸⁾。またAfroyim判決の法廷意見は、まず修正一四条の解釈として

「同修正条項は、自発的に放棄されることなしには市民がそれを保持するという市民権を定義している、とした時に、もつとも合理的に理解されうる。」⁽⁹⁹⁾
とし、また、

「我々の支持するところは、市民が市民自身のものである、自発的に市民権を放棄することなしには自由国家において市民であり続ける憲法上の権利、を保障しようという以上のものではない。」⁽¹⁰⁰⁾としている。さらに同意見を起案したBlack判事とTrop判決で多数意見を述べたWarren判事はPerez判決の反対意見で
「市民権は自発的に (voluntarily) に放棄されることが出来る。」⁽¹⁰¹⁾
と述べている。従つて市民はその市民権を「自発的に」放棄することが出来ると解される。

そこで、議会はこの市民の自発的な市民権の放棄に対応するための制度を設定することになる。この点についてTerzatas判決は、

「連邦議会は修正一四条を実施する明示の権限 (express

power) を有しているのであり、連邦議会が修正一四条でいう市民権が放棄されるのに際しての方法と手段について規定をおくのに何の権限も持たない、という考え方は支持できない。」^(前)と述べている。

次にこの権限の限界であるが、これまでに市民権喪失の問題に関する連邦議会の権限に対する制限として判例で指摘された点は以下の通りである。

- ・この権限は恣意的に行使されてはならない (Mackenzie 事件)
 - ・この権限は恣意的に行使されてはならず、議会の権限と議会の具体的な行為の間に合理的な関係 (rational nexus) が存在しなくてはならない (Perez 事件)
 - ・この権限は憲法の要請するデュープロセスに従って行使されなくてはならない (Kennedy v. Mendoza-Martinez 事件)
 - ・この権限が行使された場合、行政上の便宜以上の差し迫った公的必要性なしには、対外関係における紛争の防止という目的に対する手段として合理的と認められない (Schneider 事件)
- 以上をまとめると、連邦議会は
- ・市民から市民権を剥奪することはできない
 - ・市民による自発的な市民権の放棄に対応するための方法は

提供し得る

ということになる。

第二節 私 見

日本国憲法はその二二条二項において、「何人も外国に移住し、または国籍を離脱する自由を侵されない。」と定め、国籍離脱の自由を保障している。

ここで国籍とは一般に「もつとも一般的な関係において、人を特定の国家に属せしめる法的な紐帯である。」とされ、「人は国籍によって特定の国家に所属しその構成員となる。したがって、国籍とは、個人が特定の国家の構成員である資格を意味する。」と説明される。そしてこの条文の意義は「日本国憲法は、日本の国民は、日本人であることを欲する者によって構成されるべきものとする原則に立ち、国籍をはなれる自由を認めた。」⁽¹⁰⁾とされ、また「国籍即ち国家構成員・所属者たるの地位をその個人意思によって随意に否定し得るとすれば、国家存続の危険さえ容認することにもなりかねない。にもかかわらずこの権利を認めるのは、国家が国民の幸福のためのもにすぎないという思想の端的な表現なのである。」⁽¹¹⁾という点が指摘される。さらにこの規定の効果は「本人が自由意思によって、外国に移住し、または国籍を離脱したいときに、国家の立場から理由なくこれを拒み、或いは妨げないようにしようとするものである。」⁽¹²⁾とされ、具体的には「国

籍離脱の自由も、(中略) 外国が帰化の制限を設けるのは別として、国法を以てこれを制限することは許されない。その制限の態容は、いかなる方法によるかを問わない。(中略) 又、公共の福祉を理由とする国籍離脱の制限も許されない。」と解される。これはまた、国籍立法における理想の一つとされる「国籍の得喪に関し、個人の自由意思を尊重すべきである」とする国籍自由の原則とも合致するものである。

この点について、米國連邦最高裁は最終的に「市民権の喪失は、議會の意思もしくはそれによる関係個人の行為の評価ではなく、各個人の意思による、ということになる。」と結論付けた。そして連邦議會は市民権放棄のための制度を提供できるだけであるとした。もちろん実務上最終的には何らかの制度によつてある個人が市民権を有しているのかどうかを判定する必要はあるが、当該制度が国により提供される以上、各個人の意思は結局、何らかの形で自己がそこからの離脱を希望する国による評価を受けざるを得ないことになる。この点で国籍自由の原則についての「国籍の得喪の大部分は個人の自由意思とは無関係に行われる。ただ一定の場合にのみ、個人の意思が関係してくるにすぎない。そういう場合において、個人の自由意思を尊重することが国籍立法上の要請であるといわなければならない。」という指摘には、十分に注意を払う必要がある。

「論理的な相互連関と緊張、すなわち、主権の担い手としての近代国民国家による身分制秩序の解体があつてはじめて、人權主体としての個人が成立したという相互連関、および、身分制から解放されることによつて実は保護の盾をも失つた諸個人が、國家からの自由を主張することになるという緊張関係、が問題なのである。」という問題意識が指摘されることがある。市民権喪失の問題に関する連邦最高裁の判断がこのような問題意識に対しての一回答となり得るのか、特に現今の國際社會における人口流動化の進展と相互依存関係の深化においては、注目されるべきであると思われる。

おわりに — 今後の課題 —

國家が形成されるのに際して永久的住民たる國民が重要な構成要素とされていることは、國際法上広く認められるところである。また、憲法學說においても「國民」の意義を巡る議論は数多く存在する。その意味で「國民」に関わる問題は非常に重要である。

日本國憲法はその一〇条で「日本國民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定している。国籍離脱の自由についての議論をふまえた上で、この条文の意義はどのように解されるべきなのか今後の課題である。

注

(一) J. E. Nowak & R. D. Rotunda, *Constitutional Law* § 3.1 (5th ed. 1996).

(二) citizenshipの訳語としては、これまで「国籍」、「市民権」の両方が当てられることがあり、「市民権」の語は、civil rightsの訳語と誤解されやすい、ということが指摘されている。しかしながら、「国籍」という語はnationalityの訳語として当てられるのが一般であり、米国の移民・国籍法 (Immigration and Nationality Act) 上「citizen」はnationalは別異に定義されるので、citizenshipの訳語として「国籍」の語を当てるのは、必ずしも、常に適当であるというわけではないと思われる。

もともと、本稿の目的の限りにおいては、「citizen」とnationalの区別は関係するところもなく、また、実務においても本稿の扱う問題に関して法令上別異の効果がその区別から生じるわけでもない。従って、特に支障のない限り、citizenshipの訳語として、「市民権」、「国籍」のいずれをも、特に断らない場合には、同義の語として使用することとする。また、civil rightsの訳語については、必要があれば、田中英夫教授に従い、「市民的権利」を当てることとする。

なお、訳語の選択については

田中英夫編『英米法辞典』東大出版会（一九九四）のcivil rightsの項、

田中英夫「英米法のことば」(Civil Rights—市民的権利・人権—)

法教四五号八二頁（一九八四）

藤倉皓一郎「アメリカ市民権の喪失」同志社アメリカ研究二号二

二頁注四（一九六五）

Charles Gordon, *The Citizen and the State: Power of Congress to Expatriate American Citizens*, 53 Geo. L. J. 315, 316, n. 1 (1965); Donald K. Davall, *Expatriation under United States Law*, *Perez to Aroyim: The Search for a Philosophy of American Citizenship*, 56 Va. L. Rev. 408, 408, n. 6 (1970); Arlene Tuck Uman, *Nationality, Expatriation and Statelessness*, 25 Admin. L. Rev. No. 2, 113, n. 1 (1973) を参考にした。

(三) 米国においては、市民権 (citizenship) の語が連邦の市民権 (federal citizenship) と州の市民権 (state citizenship) の両方の場合にかついても各種の議論がなされてきているが、本稿においては連邦の市民権の喪失についてのみ扱うので、以下市民権 (citizenship) は、特に断らない限り、連邦の市民権を意味することとする。(四) 「市民権」もしくは「国籍」の語は、法人、航空機、船舶などにも利用されることがあるが、ここで扱うのは自然人に関する問題である。なお江川英文他『国籍法』(第三版) 六頁以下(有斐閣 一九九七年) 参照

(五) 9 Wheel 739 (1824).

(六) 本判決の当該判示部分では、連邦法に基づいて設立された銀行の訴訟資格が問題とされた。Id. at 827.

(七) Id. ただし引用括弧内は筆者

(八) 169 U. S. 649 (1898).

(九) Id. at 702.

(一〇) Id. at 703.

- (11) *The Expatriation Act of 1954*, 64 Yale L. J. 1164, at 1184 (1955).
- (12) 239 U. S. 299 (1915).
- (13) An act in Reference to the Expatriation of Citizens and their Protection Abroad, 34 Stat. 1228 (1907).
- (14) 239 U. S. 299, at 311-312.
- (15) Charles Gordon, *The Power of Congress to terminate United States Citizenship—A Continuing Constitutional Debate*, 4 Conn. L. Rev. 611, at 617 (1972).
- (16) 次に議会の権限が問題とされる事件が提起されるまでに、市民権喪失に関する次の事件が最高裁に提起されている。Perkins v. Elg, 307 U. S. 325(1939) (米國で出生後両親と共に外國に移住し、両親がそこで市民権を取得した場合の子供の市民権の扱いについての事例)；Saworgnan v. U. S., 338 U. S. 491(1950) (婚姻に際し外國に歸化した米國女性市民の市民権に関する問題)；Kawakita v. U. S., 343 U. S. 717(1952) (米國で出生後両親と共に外國に移住した場合の子供の市民権の扱いについての事例)；Mandoli v. Achleson, 344 U. S. 133(1952) (米國で出生後両親と共に外國に移住した場合の子供の市民権の扱いについての事例)
- (17) 356 U. S. 44 (1958).
- (18) Nationality Act of 1940, 54 Stat. 1137, § 401 (e) (as amended 58 Stat. 746).
- (19) 356 U. S. 44, at 57.
- (20) この判決には、Warren 判事の反対意見のほか、Douglas, Whitaker 両判事の反対意見が付けられている。Douglas 判事の意

見は Warren 判事の意見を補足するもので、次の点を付け加えている。

- ・憲法が与えた市民権は憲法によって取り去られ得るが、憲法はそれをする権限を連邦議会に与えていない。
 - ・これまでの最高裁の判決を検討する限り、他國の市民権を自発的に取得していない米國市民が米國市民権を喪失することを最高裁が認めたことはない。
 - ・憲法によって与えられた権利は市民によって放棄されるが、そのためには、市民が自発的にその権利を放棄しなくてはならず、かつ、権利を放棄するための行為が権利を放棄することと合致するものでなくてはならない。
 - ・議会の行為はデュープロセスの要請を満足させるものでなくてはならないが、議会が市民の同意なしにその市民権を剝奪できる、とすることはそれに反する。
- Whitaker 判事の意見は、合衆国と他國との間に外交問題を生じせしめるような行為に関与した合衆国市民の市民権を喪失せしめる権限を連邦議会が持つという点では法廷意見に賛成するが、外國政府がその者の投票を認めているような状況の下での合衆国市民の選挙への参加は、それによって外交問題が生じるとは思えないので、市民権喪失の原因とすることはできない、という趣旨のものであった。
- (21) 356 U. S. 44, at 64.
- (22) *Id.*, at 65.
- (23) 9 Wheat. 739 (1824).
- (24) 169 U. S. 649 (1898).
- (25) 356 U. S. 44, at 66.

- (26) 356 U. S. 86 (1958).
- (27) *Nationality Act of 1940*, 54 Stat. 1137, § 401(g)(as amended 58 Stat. 4).
- (28) 356 U. S. 86, at 92.
- (29) 356 U. S. 44(1958).
- (30) *cf.* U. S. Const. art. I, § 8, cl. 11 to 14 & 18.
- (31) U. S. Const. amend. VIII.
- (32) 356 U. S. 86, at 101.
- (33) 356 U. S. 129(1958).
- (34) *Nationality Act of 1940*, 54 Stat. 1137, § 401 (c).
- (35) *cf. infra*, note 81.
- (36) 372 U. S. 144(1963).この事件は *Dean Rusk v. Joseph Henry Cort* 事件と同時にその判決が下された。
- (37) *Nationality Act of 1940*, 54 Stat. 1168, § 401 (j) (as amended, 58 Stat. 746).
- (38) 裁判所は刑罰法規であるかどうかの判断基準として次のものをあげている。
- (1) 当該処分が積極的 (affirmative) な制約 (disability) もしくは制限 (restraint) を伴うものか
 - (2) 歴史的に刑罰とされてきたか
 - (3) 意思に基づいてなされた行為に対して適用されるものか
 - (4) 伝統的に刑罰の目的とされている報復 (retribution) と抑止 (deterrence) を促進することを意図するものがあるか
 - (5) 当該処分がなされる行為がすでに犯罪とされているか
 - (6) 刑罰以外の目的として主張される目的が論理的に妥当なものか
 - (7) 刑罰以外の目的として主張される目的に対して当該処分が過剰な

ものか

- 但しこれらの基準をすべて満たさなければ刑罰法規とされないというわけではない。372 U. S. 144, at 168.
- (39) *cf. Perez v. Brownell* 356 U. S. 44, at 57 (1958)
- (40) *cf.* U. S. Const. art. I, § 8, cl. 11 to 14 & 18.
- (41) 377 U. S. 163(1964).
- (42) *Immigration and Nationality Act of 1952*, 66 Stat. 163, § 352.
- (43) この判決に *Brennan* 判事は参加しなかった。
- (44) 239 U. S. 299, at 311-312(1915).この最高裁は次のように述べた。
- 「市民権の変更は恣意的になされることは出来ない、すなわち、市民の同意なしになされるはならない」ということは認められる。しかしながら、問題とされている規定（外国人と婚姻した合衆国女性市民はその市民権を喪失するとする規定）は、そのような性質のものではない。それは、その後の効果について予告した上で、自発的になされる状況について規定するものである。」（かっこ内は筆者）。
- (45) 一八六八年に米國とドイツの諸邦との間で締結された条約で、移民にかかわる国籍問題、具体的にはドイツの諸邦から米國に移住した者の国籍の扱いについて規定している。米國は次の条約を締結している。with the *North German Federation* on February 22, 1868; with *Barvaria* on May 26, 1868; with *Baden* on July 19, 1868; with *Wuerttemberg* on July 27, 1868; with *Hesse* on August 1, 1868; *Wolfgang Fritzeneyer*, *Bancroft Conventions*, 8 *Encyclopedia of Public International Law* 46(1985).
- (46) *Schneider* 事件の後最高裁は、*Marks v. Espardy*(377 U. S. 214 (1964)) 事件で可否同数で理由を示すことなしに、一九五九年に

キューバにおいて革命軍に従軍した者の市民権の喪失を認めたと下級審の判決を支持した。cf. Charles Gordon, *The Citizen and the State: Power of Congress to Expatriate American Citizens*, 53 Geo.

L. J. 315, at 332 (1965).

(47) 387 U. S. 253 (1967).

(48) Nationality Act of 1940, 54 Stat. 1137, § 401(e) (as amended 58 Stat. 746).

(49) 387 U. S. 253, at 256.

(50) *Id.*, at 257.

(51) cf. I-Mien Tsang, *The Question of Expatriation in America Prior to 1907*; J. P. Roche, *The Loss of American Nationality-The Development of Statutory Expatriation*, 99 U. Pa. L. Rev. 25 (1950)

(52) 9 Wheat. 739 (1824).

(53) 387 U. S. 253, at 261.

(54) 19 How. 393 (1857).

(55) 387 U. S. 253, at 263.

(56) *Id.*, at 267.

(57) 13 Stat. 490, § 21.合衆国軍隊に従軍中に逃亡した者は、市民権を放棄し、また、市民権を取得する権利を放棄したものとするとするものであった。

(58) 387 U. S. 253, at 282.まず、議会でこの議論については、法廷意見が引くところには議論の一部であるとし (*Id.*, at 274) Osborn 事件での最高裁の見解は全くの傍論に過ぎないと指摘してゐる (*Id.*, at 276). また一八六五年登録法の制定過程については、当該法令の憲法適合性がかなり問題とされたのにも拘わらず、市民からその同意

なしに市民権を剥奪することが議会の権限を越えるものであるという議論が出されたことはない」とする (*Id.*, at 281)。本判決では一八六八年に制定された市民権放棄法 (Expatriation Act of 1868, 15 Stat. 223, R. S. 1999) の制定過程についても検討されている。この法律の内容は以下の通りである。

「市民権放棄の権利 (rights of expatriation) は人民の自然かつ固有の権利であり、生命、自由、及び幸福の追求の権利の享受に欠くことの出来ないものであることに鑑み、また、この原理の下で合衆国政府は自由にすべの国家から移民を受け入れ、市民たる権利 (rights of citizenship) を彼らに付与してきたことに鑑み、更に、合衆国にそのようにして移民してきた者が、その子孫とともに各国の臣民であり、それらの政府に対して忠誠を負っていると主張されることを考慮し、加えて、公共の平和 (public peace) の維持のためにはこれらの外国に対しての忠誠は速やかに、かつ決定的に放棄されることが必要であることを鑑みて、市民権放棄の権利 (rights of expatriation) を否定し、制限し、侵害し、もしくはそれに疑問を呈するようないかなる合衆国政府の官吏によりなされた、いかなる宣言、指令、意見、命令、決定も共和国の基本的な原則に調和しないことをここに宣言する。」

法廷意見は、自発的な放棄によつてのみ市民権が喪失されうるということがこの法律によつて明らかにされたと解したが (387 U. S. 253, at 266)、反対意見はこの法律の目的は米國に帰化した市民の従前の国籍を放棄する自由を宣言したもので、本判決とは関係ないとしてゐる (*Id.*, at 280)。そしてこの証拠として、バンクロフト条約 (supra, note 45) が市民の意思によらない市民権の喪失について定めていることを指摘している。

- (56) Id. at 284.
- (57) Id. at 292.
- (58) 401 U. S. 815 (1971).
- (59) 関係規定は以下の通りである。
- Immigration and Nationality Act of 1952, 66 Stat. 163.
- § 301 (a) 「左の者は出生による合衆国国民であつて、かつ、市民とする。」
- § 301 (a) (7) 「合衆国およびその海外属領外において両親の一方が外国人であり、他の一方が合衆国市民であつて、出生に先立って、合衆国の市民である親が合衆国もしくは海外属領に通算一〇年以上、そのうち少なくとも五年以上は一四歳に達してから事実上居住した者より出生した者。ただし、市民である親が合衆国の名替ある軍務に服した期間は、この項の事実上の居住に算入することができる。」
- § 301 (b) 「(a) 項 (7) 号の出生による合衆国国民で、かつ、市民である者は、二三歳に達する前に合衆国に至り、直ちに引き続き少なくとも五年以上合衆国に事実上居住しない場合には、国籍及び市民権を失う。ただし、この事実上の居住は一四歳に達した後であつて、二八歳に達する前とする。」
- (60) 401 U. S. 815, at 827.
- (61) Id.
- (62) Id. at 828.
- (63) 169 U. S. 649, at 686 (1898). ここで裁判所は次のように述べている。
- 「しかし、それ（修正一四条第一文）は合衆国市民の両親から外国で出生した者の市民権の取得についてはなにも述べていない。そして、この件については、他のものと同様、帰化に関する統一的な規則を制定するために憲法が付与した権限の行使により、議会によって規制されるものとしたのである。」
- (64) Immigration and Nationality Act of 1952, 66 Stat. 163, § 301 (b).
- (65) 401 U. S. 815 at 839.
- (66) 169 U. S. 649, at 702 (1898).
- (67) 401 U. S. 815, at 841.
- (68) Id. at 842.
- (69) 444 U. S. 252 (1980).
- (70) Immigration and Nationality Act of 1952, 66 Stat. 163, § 349 (a) (2).
- (71) Immigration and Nationality Act of 1952, 66 Stat. 163, § 349 (c) (as amended 75 Stat. 656). この条文は次のように定めらる。
- 「本法またはこの他の法律の規定によつて、本項の制定時以後に開始された訴訟または手続きにおいて合衆国国籍の喪失が争点とされるときにはいつでも、立証の責任は当該国籍の喪失の発生を主張する者によつてなされることとし、その証明は証拠の優位 (preponderance of evidence) の程度でなされなくてはならない。(b) 項で別途定められている場合を除いて、本法またはこの他の法律の規定の下で国籍離脱の行為 (act of expatriation) を行うもしくは完遂する、あるいは行ったもしくは完遂した者は、任意にそれを行ったものと推定されるが、当該推定は、その行われたもしくは完遂された行為は任意になされたものでないことを証拠の優位の程度で示すことにより、反駁することができる。」
- (72) 444 U. S. 252, at 260.
- (73) 8 U. S. C. § 1481 (a), Immigration and Nationality Act of

1952, 66 Stat. 163, §349 (a).

(77) 444 U. S. 252, at 261.

(78) *Id.*, at 265.

(79) 356 U. S. 129, at 135. Black 判事は「*Id.*」

「市民権が自発的に放棄されたか」という問題は人権宣言 (Bill of Rights) に完全に従ってなされる司法判断によって個別の事例の事実に基づいて決定されなくてはならない。議会はその裁判における証拠の規則を定めることは出来るが、しかし、外国軍隊での従軍、外国での選挙への参加、合衆国軍隊からの逃亡、などの多義的に解される行為が米国市民権放棄の意思の最終的な推定の根拠となる」とすることは出来ない。」

と述べたこと。

(80) 444 U. S. 252, at 266.

(81) この判例では証明の基準について各種の用語が用いられ一定の用語が使われていないが、一応参考までに次の二つの証明の基準についての説明をあげておく。

・「明白かつ確信を抱くに足る証明 (clear and convincing proof)」：民事訴訟では、事実の証明は一般に証拠の優越 (preponderance of evidence) の程度になされることが必要であり、かつそれで足りるとされるが、例外的に、それより高度の証明が必要とされる場合があり、その場合の証明の程度を表す概念。刑事訴訟で必要とされる「合理的疑いの余地のない証明 (proof beyond a reasonable doubt)」よりは低い、事実認定者に当該事実の存否について確信を抱かせる程度の証明をいう。とくに重大な法的効果を生じさせる事実の証明や、表見上有効に成立した法律行為の効果を否定しようとする場合、相手方の欺罔行為を証明しようとする場合などに必要

とされる。"clear, convincing and satisfactory" を "clear, unequivocal, satisfactory and convincing" とし、表現が用いられること。

田中英夫編『英米法辞典』東大出版会（一九九四年）"clear and convincing proof" の項

・「証拠の優越 (preponderance of evidence)」：ある事実についての証拠の重さ、証明力が全体として相手方のそれよりも優越していること。民事事件ではこれによって、当該事実の存在ないし不存在を認定してよいとされる。刑事事件の beyond a reasonable doubt (合理的な疑いの余地なく) と対照される。

田中英夫編『英米法辞典』東大出版会（一九九四年）"preponderance of evidence" の項

(82) *supra*, note 74.

(83) *Id.*

(84) 444 U. S. 252, at 268.

(85) 444 U. S. 252, at 270.

(86) 判決は、結局五対四の評決で、「明確、確信のかつ疑うことの出来ない (clear, convincing, and unequivocal)」程度で市民権喪失の事実が証明されなくてはならないとした控訴審判決を棄却差戻とした。最終的にこの事件の原告は、この最高裁の判断に従ってなされた裁判においてその訴えが認められず、市民権を喪失した。

Terrazas v. Muskie 494 F. Supp. 1017(1980), Terrazas v. Hagig 653 F. 2d 285 (1981).

(87) 444 U. S. 252, at 266.

(88) 356 U. S. 86, at 102.

(89) 444 U. S. 252, at 272.

- (90) *Id.* コリド Stevens 判事は米国において三重国籍が認められているとされることの根拠を示していない。最高裁は、*Perkins v. Elg* 事件(307 U. S. 325 (1938)) 並びに *Mandoli v. Adheson* 事件(344 U. S. 133(1952)) におおつて、三重国籍者にいずれかの国籍を選択する義務はない」としている。ただし、この点について前述の *Roger v. Bellei* 事件の法廷意見は、同じ判決を引用して「これらの判決は憲法上（二重国籍のいずれかを）選択する義務が課されていると明白にいつているわけではない。しかしながら、それが可能であるとはしてゐる（以下略）」(401 U. S. 815, at 833 (1971)) を述べた。
- (91) *Id.*, at 274. Stewart 判事が Brennan 判事の意見の後半部分に加わつた。
- (92) *Id.*, at 275.
- (93) *Id.*, at 276.
- (94) 356 U. S. 44 (1958), 第一章第三節参照
- (95) 387 U. S. 253 (1967), 第一章第四節参照
- (96) cf. *Vance v. Terrazas*, 444 U. S. 252, at 260, 第一章第五節参照
- (97) 356 U. S. 86 (1958), 第一章第三節参照
- (98) *Id.*, at 101.
- (99) *Id.*, at 92.
- (100) 387 U. S. 253, at 261.
- (101) *Id.*, at 267.
- (102) 356 U. S. 44, at 66.
- (103) 444 U. S. 252, at 266.
- (104) 市民権の喪失に関わる法令等を規定する連邦議会の権限として判例上あげられたものには、この他に次のものがある。
- ・明示的に示された権限に必要または付随的な黙示の権限 (*Mackenzie* 事件)
 - ・対外関係 (*Foreign affairs*) を有効に規律するために立法を行う権限 (*Perez* 事件)
 - ・戦争権限 (*Trop* 事件)
- (105) 江川英文他『国籍法(第三版)』三頁(有斐閣 一九九七年)。
- (106) 宮沢俊義『憲法Ⅱ(新版)』三九四頁(有斐閣 一九八五年、新版再版)。
- (107) 佐藤幸治編著『憲法Ⅱ(基本的人権)』三二九頁(高橋)(成文堂 一九九〇年)。
- (108) 法学協会編『注解日本国憲法(上巻(一))』四三五頁(有斐閣 一九五六年)。
- (109) 前注四四六頁
- (110) *Vance v. Terrazas*, 444 U. S. 252, at 260(1980)。
- (111) 江川英文他『国籍法(第三版)』二二頁(有斐閣 一九九七年)。
- (112) 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』一〇二頁(東大出版会 一九九四年)。